

規格における“動作”、“作動”、“操作”、“運転”、及び“作用”の用語の使い分け

(社)日本鉄道車輛工業会

鉄道車両関係 JIS 原案の審議において、しばしば問題となる次の用語について、定義と使い分けについて整理した。JRIS 規格も JIS 規格に準拠することから、下記の使い分けを考慮する必要がある。

1. **動作 (motion)** [人の動きに対して使用する。]
 - (1) 作業を行うときの人の手足又は胴体の動き。(JIS Z 8141)
 - (2) 事を行う際の身の動き。たちふるまい。(広辞苑 第2版)

2. **作動 (actuation)** [機械の動きに対して使用する。]
 - (1) ある動作を行うことによって、機器がその操作された指令どおりの状態の変化を行うこと。(JIS B 0132)
 - (2) 機械の運動部分の動き。(広辞苑 第2版)

3. **操作 (operation, actuation)**
 - (1) 人力又はその他の方法によって、対象とする機器に所定の状態の変化を行わせること。(JIS B 0132)
 - (2) 使用者による手、足、その他の人体の活動による制御装置の操作部の運動。(JIS C 9730-1)
 - (3) 取り扱い処理すること。手を使って動かすこと。(広辞苑 第2版)

4. **運転 (operation, driving)**
 - (1) 意図した機能の全範囲にわたる動作。保守又はサービスは含まない。(JIS C 6802)
 - (2) 車両又は列車の起動、速度制御及びブレーキ制御のための全操作。(JIS E 4001)
 - (3) 機械をうごかすこと。(広辞苑 第2版)

5. **作用 (interaction)** [化学作用、相互作用、力の作用などに使用する。]
 - (1) 力学では、狭義には二つの物体間に働く引力又は斥力をいい、一般的にはある原因が相手の物質又は場に与える何らかの影響をいう。(広辞苑 第2版)

以上